

令和3年4月23日

社団法人 山口県医師会長 殿

山口労働局労働基準部長

いわゆる労災かくしの排除について

平素より、労働基準行政の円滑な推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働基準行政では、これまでも「労災かくし」の排除に努めてきたところですが、労働安全衛生法第100条に基づく「労働者死傷病報告書」を所轄の労働基準監督署に提出せず、あるいは虚偽の内容を記載して報告したとして、昨年、山口労働局管内の労働基準監督署が検察庁に送検した件数は4件と、後を絶たない状況が続いています。

こうした昨年の事案を見ますと、作業部門や下請事業場において、何年も前から労災手続きをしない扱いが常態化していたというものもあり、労災保険ではない他の保険制度により処理されることによって、後々の手続き変更が生じることはもちろん、被災された方への適切な給付が行われないこともつながりかねません。

つきましては、啓発用ポスターをお送りしますので、この趣旨をご理解いただくとともに、各医師会の掲示版等の見やすいところへの掲示に特段のご配慮をお願いいたします。



労災がくじか
犯罪です。

事業主は、労働者が労働災害にあって休業・死亡した場合、
所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

労働災害に健康保険は使えない、使わない。
労働災害の受診は労災保険で!!

労災保険の請求手続きについては、まず労働基準監督署へご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。⇒<http://www.mhlw.go.jp/>